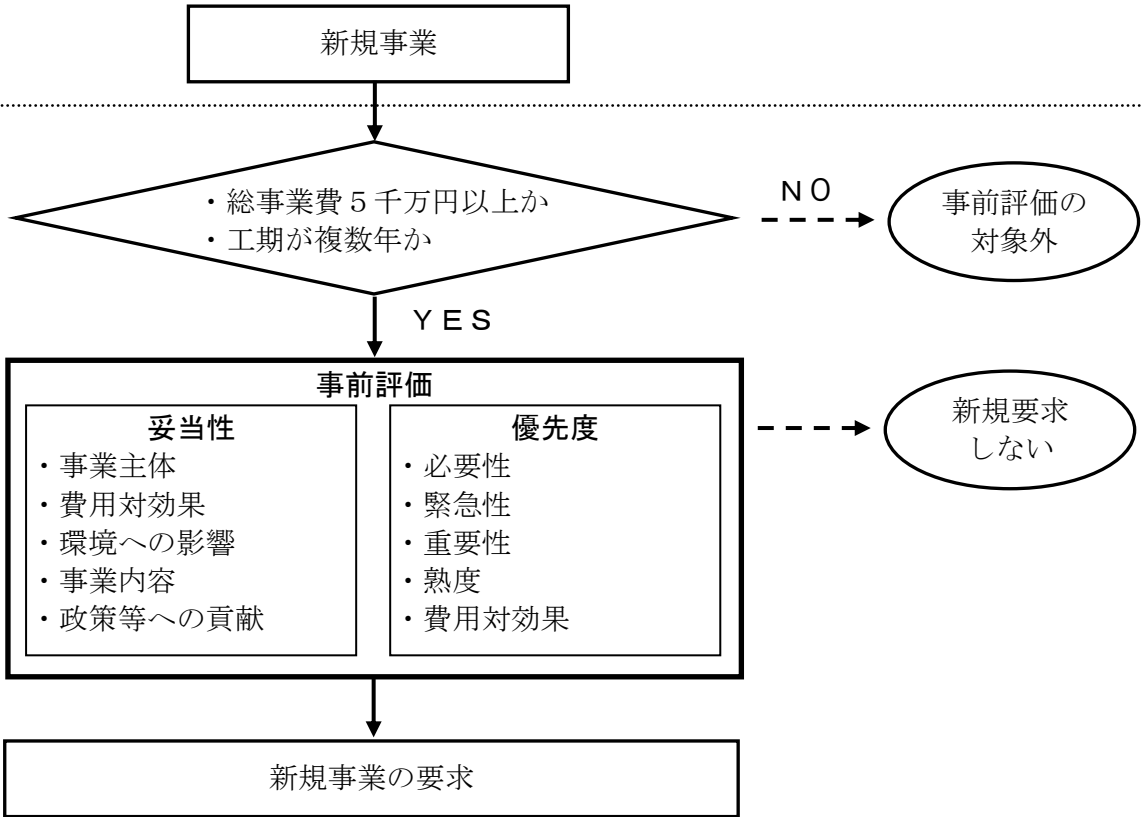


事業評価の概要

- ① 公共事業評価の流れ
- ② 今年度のスケジュール（案）
- ③ 事前評価
 - ・ 事前評価 案件表
 - ・ 事前評価 事業箇所図
 - ・ 事前評価の視点
- ④ 事業中評価
 - ・ 事業中評価 案件表
 - ・ 事業中評価 事業箇所図
 - ・ 事前評価の視点

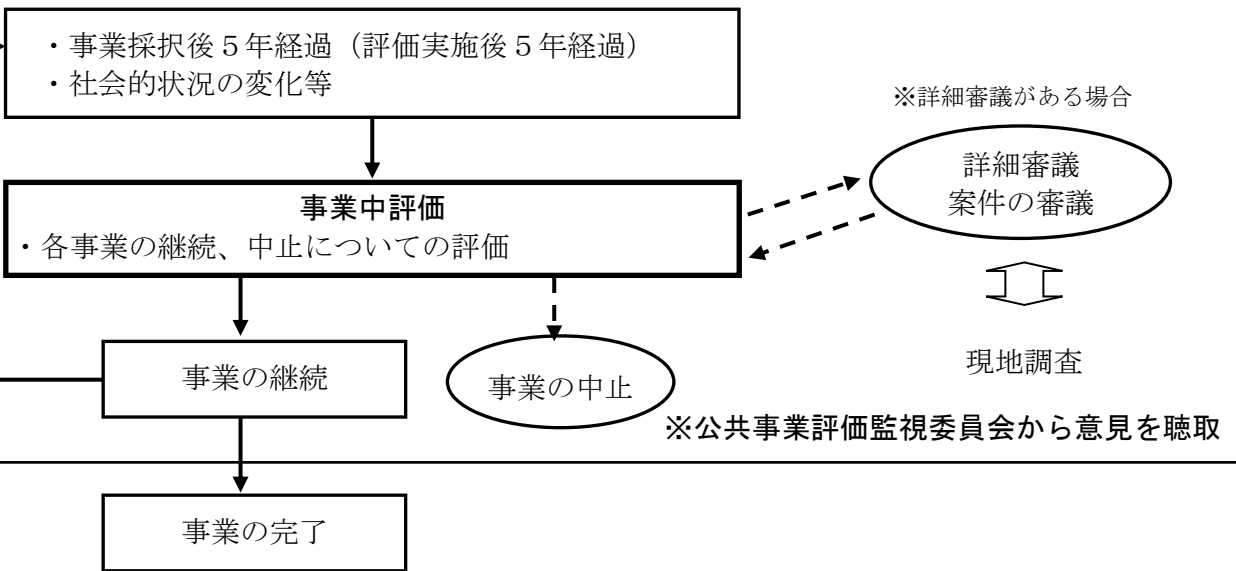
公共事業評価の流れ

事前評価
(個別事業)



※総事業費10億円以上の事業については、妥当性を中心に公共事業評価監視委員会から意見を聴取

事業中評価
(個別事業)



事後評価
(整備計画)

交付金の整備計画の事後評価
 複数の個別事業をパッケージ化した整備計画（計画期間 5年程度）の完了後、事後評価を実施する。

※整備計画とは、地域自らが政策目標を設定し、その目標を達成するために必要な個別事業をパッケージ化した計画
 この計画に対し、国の交付金が配分される。

※公共事業評価監視委員会に諮る

今年度のスケジュール（案）

時 期	内 容
12月2日（水）	第1回公共事業評価監視委員会 <ul style="list-style-type: none">・事前評価対象事業の審議 （対象：総事業費10億円以上の事業）・事業中評価対象事業の審議
12月下旬 ～1月中旬 （予定）	第2回公共事業評価監視委員会 <ul style="list-style-type: none">・詳細審議案件の審議（詳細審議がある場合）・（現地調査）・整備計画評価について、中間・事後評価対象計画の審議・事業評価対象事業の審議結果のとりまとめ・意見のとりまとめ
2月上旬～中旬 （予定）	<ul style="list-style-type: none">・知事への意見書の提出

令和2年度 第1回公共事業評価監視委員会 案件表

(1) 事前評価

事業種別	件数	備考
街路事業		
道路事業(改築)	1	【老朽橋架替】国道112号実生橋
道路事業(交通安全)		
河川改修事業		
砂防事業		県事業で監視委員会にかからない案件 (事業費10億円未満): 1件
地すべり対策事業		
急傾斜地崩壊対策事業		県事業で監視委員会にかからない案件 (事業費10億円未満): 2件
港湾事業		
農地整備事業	3	
水利施設等保全高度化事業	1	
道路改築事業(天童市)	1	※山形県公共事業評価監視委員会設置要 領第2条(2)(市町村長からの依頼)に基づき 審査するもの
合 計	6	

第1回公共事業評価監視委員会【事前評価】事業箇所図



事前評価の視点

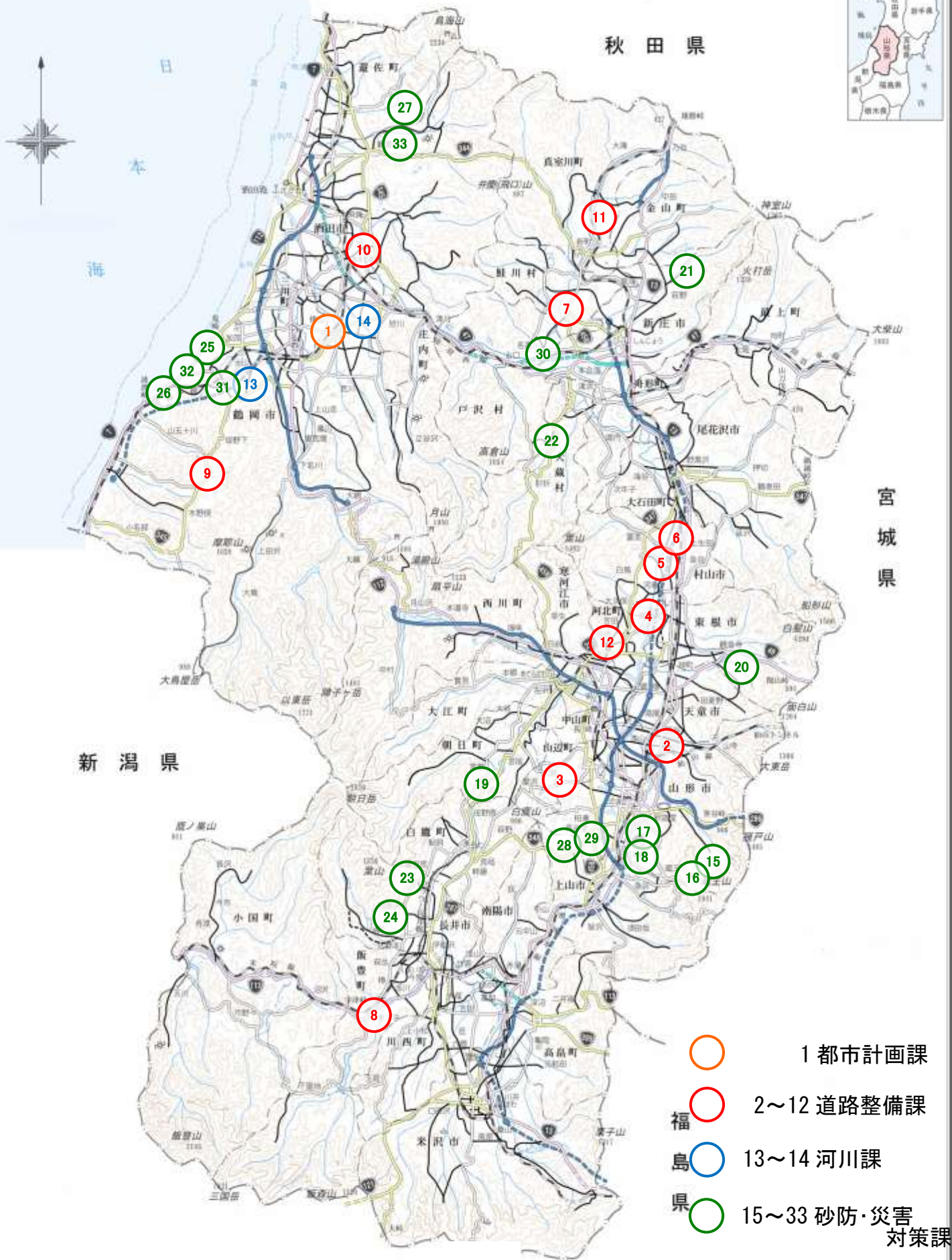
評価項目	評価の視点	備考
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施することの妥当性を評価 ・ 法令等で実施主体が県であることが定められている場合は、その法令・趣旨等を整理し、理由を説明 	
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用以上の効果が期待できるよう設計されているかを評価 	<p>評価手法が確立していない事業（局所的な防災対策事業など）については、算定しない</p>
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懸念される環境への影響に対して、予め適切な対処が講じられるよう計画されているかを評価 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求められているサービス水準の実現に向け、効果的・効率的な事業内容となっているかを評価 	
政策等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業との連携効果や不便益の軽減が期待できる事業であるか、また、山形県の総合計画に貢献し得る事業であるかを評価 	

令和2年度 第1回公共事業評価監視委員会 案件表

(2) 事業中評価

事業種別	県 (県土 整備部)	県 (農林 水産部)	市町村	合計	総合評価				
					継a (i)	継a (ii)	継a (iii)	継b (i)	継c (i)
街路事業	1			1			1		
道路事業(改築)	10			10	1		1	7	1
道路事業(交通安全)	1			1	1				
河川改修事業	2			2	2				
砂防事業	13			13	2		9	2	
地すべり対策事業	1			1			1		
急傾斜地崩壊対策事業	5			5			5		
合 計	33	0	0	33	6	0	17	9	1
					23			9	1

第1回公共事業評価監視委員会【事業中評価】事業箇所図



公共事業【事業中評価】総合評価の基準

継 a	ほぼ計画どおりであり、特に課題もないため継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画どおりに進んでいるもの
(ii)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により1～2年遅れるもの
(iii)	予算措置が困難な事由により、1～4年遅れるもの

継 b	若干の遅れや課題等があるものの、解決の見通しがあり事業の効果等から判断して継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により3～4年遅れるもの
(ii)	予算措置が困難な事由により、5年以上遅れるもの

継 c	計画より相当の遅れや様々な課題等があるため、必要な措置を講じたうえで事業の効果等から判断して継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により5年以上遅れるもの
(ii)	事業の目的あるいは投資効果等に変化があり、計画の一部変更・縮小等が考えられるもの
(iii)	地元において、事業の目的、社会的意義への疑問視から反対を唱えるものがあるもの

中止	事業を中止するもの
----	-----------